平成26年第4回上峰町議会定例会会議録

平成26年11月28日 (金曜日) 本会議 5 日 会期 8 日間

平成26年12月5日 (金曜日) 休 会3日

平成26年	町調	町議場に招集された。 (第1日)													
	1番	原	田		希	2番	寺	﨑	太	彦	3番	橋	本	重	雄
出席議員	4番	碇		勝	征	5番	松	田	俊	和	6番	岡		光	廣
(10名)	7番	吉	富		隆	8番	大	Ш	隆	城	9番	林		眞	敏
	10番	中	Щ	五.	雄										
欠席議員 (0名)															
地方自治法	町		長	討	〕 廣	勇	平		副	町	長	八	谷	伸	治
第121条の	教	育	長	矢	き動丸	壽	之		会計	十管理	者	原	槙	義	幸
規定により	総務	5 課	長	北	企 島		徹		企 i	画 課	長	髙	島	浩	介
説明のため	税務	辞 課	長	坊	7 井	忠	明		住 .	民 課	長	江	頭	欣	宏
会議に出席	健康福	畐祉調	長	田	ŦJ	義	行		建	設 課	長	白	濱	博	己
した者の職	産業農業委員			汩	二崎	文	男		生涯	学習課	長	吉	田		淳
氏名	教育	詳	長	力	、野	清	人		文	化 課	長	原	田	大	介
職務のため 出席した 事務局職員	議会事	事務昂	易長	隺	鲁 田	良	弘		議会	事務局係	 系長	石	橋	英	次

議事日程 平成26年11月28日 午前9時30分開会(開議)

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 町長の行政報告

日程第4 議案一括上程 提案理由の大要説明

(議案第54号~議案第72号)

日程第5 議案審議

議案第62号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第63号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例

日程第7 議案第64号 特別職の給与条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第65号 上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改

正する条例

日程第9 議案第67号 平成26年度上峰町一般会計補正予算 (第4号)

日程第10 討論·採決

午前9時30分 開会

〇議長(中山五雄君)

おはようございます。本日は平成26年第4回定例会が招集されましたところ、御多忙の中、 御参集いただきましてありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成26 年第4回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

〇議長(中山五雄君)

日程第1.会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番碇勝征君及び5番松田俊和君を 指名いたします。

日程第2 会期の決定について

〇議長(中山五雄君)

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より12月5日までの8日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

〇議長(中山五雄君)

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いします。

〇町長 (武廣勇平君)

皆様、おはようございます。

平成26年第4回上峰町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公 私とも大変御多用のこととは存じますが、御出席を賜り心から御礼申し上げます。

それでは、早速、各課順に行政報告をいたします。

まず、総務課でございます。

総務課。

総務課関係では、11月3日に自治功労表彰式を挙行いたしました。今年度は、功労表彰1 名及び善行表彰2名並びに感謝状贈呈1団体が受賞されました。町議会議員の皆様を初め多 数の御来賓に御臨席賜り、厚く御礼を申し上げます。

交通安全関係では、9月1日から8日までの新学期登校時に、交通指導員の協力のもと、 交差点における街頭指導を行いました。また、25日には町庁舎東側県道での交通安全街頭 キャンペーンに参加しました。10月1日と29日には重大事故現場近辺の現地確認を関係者が 集まり実施し、交通安全確保の方策を探りました。11月27日には町交通安全協会主催で運転 免許保持者講習会が町民センターで開催され、寒い中にもかかわらず多数の参加者がありま した。

消防関係では、11月9日に大字坊所地区におきまして防災訓練を予定しておりましたが、 雨天により中止し消防パレードのみ挙行いたしました。訓練準備に当たりまして、御協力く ださいました西消防署及び鳥栖警察署を初め、地元大字坊所地区区長・住民各位の皆様の御 協力に感謝申し上げます。

固定資産評価審査委員会では、10月24日に委員会を開催し委員長の選出を行い、委員へ固 定資産税課税状況についての説明を行いました。

職員研修では、10月8日と11月7日の三養基郡議員研修及び10月17日の健康管理研修会並 びに11月5日の市町村実務研修会に職員を参加させ、職員のスキルアップを図りました。ま た、10月20日に防災担当者を玄海原子力発電所視察のため派遣し、現状の把握に努めました。 11月6日には、中学生による子ども議会が開会されました。登壇される中学生議員の皆さんは、上峰町のことをよく調べられており毎回感心させられますが、傍聴されたほかの生徒さん方も中学生議員と町執行部のやりとりを熱心に聞き入っておられました。子ども議会終了後、中学生議員から出された要望等を精査し、対応が可能なものについてはできるだけ早く取り組むよう関係各課へ指示したところです。改めて、子ども議会の開会に当たり御尽力くださいました中山議長様を初め議員の皆様方、さらに中学校の先生方に深く感謝申し上げます。

企画課、1.企画係。

企画係では、都市公園管理で、台風19号による枯れ枝の散乱や樹木の倒伏が見られました ので、10月14日に鎮西山いこいの森、遊歩道等で除去作業を行いました。

また、10月17日には、住民より鎮西山キャンプ場先の管理道路に高木が倒れて、道を塞いでいるとの連絡があったため、現地確認後、倒木撤去及び、高木の倒伏の可能性がある危険 箇所の、樹木伐採業務を発注し、11月中旬に作業を完了いたしました。

屋形原交差点に設置しております、鎮西山案内看板については、経年劣化により表記が消えていたため、東部土木事務所へ公共広告物等の届け出を行い、10月上旬にリニューアルをしております。

統計では、9月から12月にかけて、町内2調査区において、全国消費実態調査を実施しております。また、11月には、2015年農林業センサス、国勢調査準備事務及び、工業統計調査の県説明会に出席し、調査実施に向け準備に入りました。

防衛省の関係では、佐賀空港へのティルト・ローター機の配備に関する情報交換のため、 10月10日に、吉野ヶ里町とともに、佐賀市及び佐賀県を訪問し、本町についてはその足で、 防衛省佐賀県連絡調整事務所のほうにも訪問いたしましたが、報道されている以上の情報に ついては得られない状況でした。

電算の関係では、社会保障・税番号制度の運用開始に向けた、基幹系システム更新に伴う、 パソコン・プリンター等の機器更新を11月21日に行い、同月25日より新システムによる運用 を行っております。

2. 財政係。

施設管理の面では、庁舎東のキュービクル周辺及び、県道沿いの樹木が繁茂していたため、 伐採業務を発注し10月中に業務完了しております。

庁舎周りのバラは、冬に向けた準備として除草・施肥の上、敷きわらを行いました。

多目的集会施設トイレ天井修繕及び旧浄化槽ためますの埋め戻し、前牟田学習等施設の玄 関屋根の修繕を発注し、こちらも10月中に完了しております。

また、町の避難所で、昭和56年の新耐震基準以前に設計された、前牟田学習等施設(21ページで訂正)について、10月14日に耐震診断業務を発注しております。

請願書が採択されておりました、中の尾団地汚水処理場跡地整地工事についても、10月14日に発注し、現在工事に入っております。

防火管理の面では、庁舎の火災に備え、11月19日に「実際に119番通報を行う」通報訓練 を、「1階建設課付近で出火した」という想定で行いました。

予算関係では、10月上旬に平成27年度当初予算編成要領を策定し、10月14日の課長会で周知を図りました。

また、12月補正予算の要求期限を10月24日に設定し、その後10月30日に財政査定、11月4日に副町長査定、11月7日に私が査定を行い予算案の編成をいたしました。

また、起債関連では、11月11日に過去に借り入れした起債について、市町村課による実地 検査を受けました。

交付税関係では、特別交付税関係資料の作成中です。

中期財政計画では、9月から作成に向けての準備に入り、現在、作業を進めております。 緩衝緑地等協議会の事務局業務としまして、台風19号による緑地駐車場の街灯倒伏、3号 運動公園ベンチの倒壊、また、調整池ののり面倒壊などの修繕について、吉野ヶ里町事務局 と協議を行い、準備を進めております。

住民課、1. 住民記録係。

10月末現在の人口は9,565人、昨年の同時期と比較しますと52人の減、世帯数では3,397世帯で33世帯の増となっております。

戸籍事務に関しては、虚偽の疑いのある届け出の審査、戸籍の不実記載を防止するための措置を講ずることが担当職員に求められており、高度な専門知識と事務処理能力が必要であるため、10月に開催された佐賀地方法務局主催の戸籍事務研修に職員を派遣したところです。今後も職員の育成に努め、法令や通達、先例等に基づく正確かつ迅速な住民サービスに心

2. 子育て支援係。

がけてまいります。

10月末現在での保育所入所児童数は、ひかり保育園78名、ひよ子保育園かみみね120名、広域保育13園で53名、合計251名です。

10月2日、5回目の「上峰町子ども・子育て会議」を開催し、平成27年4月より実施予定の「子ども・子育て新制度」に向け、今議会に上程している国の待機児童解消に向けた政令等を市町村の運営基準及び認可基準として定める条例の概要説明を行いました。

7月7日より申請受け付けを実施している「子育て世帯臨時特例給付金」の申請率は10月 末現在、96.8%であり、申請漏れを防ぐため平成27年1月7日まで延長しました。

3. 環境係。

9月18日から10月17日までの1カ月間、毎年全国一斉に実施される不法投棄防止強化月間に合わせ「不法投棄防止ポスター」の掲示を区長各位に依頼し、また、職員では巡回監視活

動を実施し、パトロールを強化しました。

11月6日、7日の2日間、井戸水の水質検査を希望される家庭を対象に申し込みの受け付けを実施し、昨年度同様75件の申し込みがあり、検査結果については各世帯に郵送しお知らせいたします。

町内4カ所の町施設の「環境美化推進の町看板」の塗りかえを行うため、標語を小学4年生から6年生及び中学生に募集し、デザインは中学校美術部にお願いしました。現在、業者発注を行い12月中の完成を目指しております。

次に、健康福祉課、1. 健康増進係。

生後4カ月までの全戸訪問事業を10月までに59名の赤ちゃんに実施しており、今後も子育 て支援を行い、少子化対策と小児虐待対策に努めていきたいと思っております。

国保特定健診で10月末現在、集団健診は554名(前年度同期578名)個別健診は21名(前年度同期19名)の方が受診されておりますが、今後も個別健診の受診勧奨や受診者の結果説明を行い、生活習慣病の予防、医療費の抑制等を図っていきたいと思っております。

2. 保険年金係。

国民健康保険被保険者数の平成26年度当初より9月末までの増減につきましては、転入・ 社保離脱等で252名の増、転出・社保加入等で241名の減となり、合計で11名の増加になり、 9月末現在で1,099世帯1,914名(前年度同期1,082世帯1,904名)になっております。なお、 9月末現在で短期被保険者証交付件数は72世帯147名(対前年度同期65世帯130名)でありま す。また、後期高齢者医療被保険者数の平成26年度当初より9月末までの増減につきまして は、3名の減少となり、9月末現在で1,076名(対前年度同期1,066名)になっております。

3. 福祉介護係。

社会福祉関係では、生活保護のことし4月から10月までの動きで、役場での相談が7世帯(9人)あり、そのうち4世帯(5人)認定されております。また、2世帯(6名)が転出、3世帯(3名)が死亡により認定廃止になっております。なお、平成25年度末での生活保護世帯は39世帯(58人)でありましたが、平成26年10月末現在で38世帯(54人)になっております。

高齢者福祉関係では、9月14日(日曜日)に町民センターで「上峰町敬老会」を開催し、約200名の方の出席があり、町金婚祝い8組、内閣総理大臣の百歳祝い4名及び町の最高齢 (102歳)の方々を披露し、お祝いをいたしました。

長寿祝い金を9月24日から26日に庁舎内で支給しました。白寿(満99歳)祝いとして35千円を1名、米寿(満88歳)祝いとして25千円を37名、喜寿(満77歳)祝いとして15千円を82名、古希(満70歳)祝いとして8千円を90名に支給しました。

昨年も実施しましたが、今年度ものらんかいバスの利用料について、9月中は65歳以上の 方を無料にし、639名(前年度649名)の方が利用されました。 税務課、1. 課税係。

平成26年度一般町税の調定状況について御報告いたします。

10月末現在の一般町税全体の現年度分調定額としましては、1,274,956千円で、前年同期 1,267,856千円と比較しますと、7,100千円の増であり、ほぼ前年並みで推移しております。

税目ごとの内訳です。個人町民税は380,218千円で前年同期比1,660千円の減となっております。次に、法人町民税、119,340千円で、前年同期比5,087千円の増で、ほぼ前年並みですが、年度後半の大手企業等の申告状況を注視してまいります。

固定資産税は709,107千円で、前年同期比4,371千円の増であります。

国有資産等所在市町村交付金は、1,140千円で、前年度比30千円の減であり、これは確定額です。次に、軽自動車税は、23,834千円で、前年同期比1,033千円の増という状況です。たばこ税は、40,775千円で、前年同期比1,682千円の減です。

最後に入湯税は、542千円で、前年同期比19千円の減となっております。以上が一般町税 現年度分の調定状況です。

なお、係では通常業務のほか、来年2月からの確定申告受け付けに向けた準備作業に入っております。

2. 収納係。

町税滞納繰越分の収納率について、御報告いたします。10月末現在の収納率は、一般町税 15.00%、昨年同期比1.93%の増、国民健康保険税は11.11%で、昨年同期比1.18%の増です。 現時点では、前年度を多少上回る状況で推移しています。

続いて10月末までの滞納処分の実施状況です。預貯金差し押さえは6件、不動産差し押さえを1件、国税還付金差し押さえを4件、以上11件の財産差し押さえを実施しました。ほかに交付要求を6件、うち2件で配当がありました。なお、収納係の方も、2月からは確定申告事務に従事しますので、1月末をめどに滞納処分中心の徴収に力を入れ、収納率の向上に努めてまいります。

最後に、佐賀県滞納整理推進機構です。機構は平成27年度以降も、一定の目標に達するまで、少なくとも29年度までの3年間は継続することが決定しました。本町も、機構参加の意思表示を行ったところです。現在、運用体制など詳細につきまして、県、市町間で調整中です。

次に、建設課でございます。

1. 建設係。

近年、老朽化により道路が損壊している状況を鑑み、道路を構成しているトンネルや橋梁 等について、5年に1回の点検が義務づけられました。それに伴い国、県、市町の道路管理 者が集まり「佐賀県道路メンテナンス会議」が設立されました。この会議で、国、県と一体 となり今後の対策を検討してまいります。 さて、国道34号線の切通交差点の交差点改良及び歩道整備関係についてですが、国道34号線整備促進期成会において、10月に佐賀国道事務所及び九州地方整備局へ、11月に国土交通省へ要望活動を行いました。町としても、10月に地区役員へ前回の説明会から現在に至るまでの状況等について報告しました。今後も事業の実施に向けて区長、役員と協力し、関係者へ協力依頼をしてまいります。

県道関係では、平成26年9月議会で採択された「県道坊所城島線の地盤改良に関する請願」に伴い、八枚、江越地区において振動調査が実施されております。その調査結果に基づき、振動の解消に向けた整備が検討されます。また、全隣接者が測量同意された町民センターから加茂の交差点までの歩道整備について、調査・測量の準備をされております。用地買収等が完了した県道神埼北茂安線の改良工事について、現在発注に向けて準備をされております。

町の工事関係では、発注していました下津毛団地、切通地区、西新団地内の側溝改修、舟 石南線の道路改修工事が完成し、新たに上坊所地区の水路整備工事、中村地区舗装工事、九 丁分地区の側溝改修工事を発注しました。

現在、社会資本整備交付金による堤1号、堤2号線及び防衛省交付金事業による八枚坊所新村線の道路改良工事について準備を進めており、12月に発注の見込みです。

2. 管理係。

町営住宅の駐車場区画ライン関係について、長期にわたる使用により区画線、番号も不明確になっており管理及び使用上において支障を来しておりましたので、11月に西峰団地、切通北団地、坊所団地について施工委託をいたしました。

農業集落排水事業関係で、繰越分の坊所処理区の機能強化事業の機械・電気設備工事及び 管理棟の建築工事については順調に進んでおります。また関連した管路工事について、11月 下旬に郡境地区と下津毛地区の2カ所において工事発注を済ませました。施設全体の坊所処 理区機能強化事業については、来年3月中旬の完成予定です。

産業課。

農業従事者が減少する中、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるために、大規模経営農家や認定農業者、集落営農法人など多様な担い手への農地集積を加速する目的で本年度よりスタートしました農地中間管理事業につきましては、「借り受け」「貸し付け」の第1回目の募集を7月1日から31日まで、第2回目を11月1日から12月5日の期間で行っております。

次に、農業基盤整備促進事業のフォアス事業でございますが、北部地区におきましては、 10月には工事着手がなされたようですが、碇地区につきましても工事発注が終わり、今後地 区との協議を進めながら工事に入っていきます。

有害鳥獣対策につきましては、今年度も4月1日より10月31日までの期間、猟友会三養基

支部へ委託し有害鳥獣駆除活動を行いました。イノシシにつきましては、28頭の駆除をすることができ、昨年実績の6頭を大きく上回る成果を上げることができました。

今現在、大字前牟田地区で展開しています県営クリーク防災機能保全対策事業につきましては、本年度事業費80,000千円、事業量1,215メートルを4業者への発注がなされ、農林事務所、町、業者による地区への工事説明会を終え工事に着手しております。

教育課。

小・中学校では、児童・生徒が、学習、生活、学校行事、部活動と各場面で積極的に活動 できる秋が訪れ、皆精いっぱいの姿勢を見せるべく頑張っています。

中学校では、9月6日に体育大会を開催しました。あいにくの雨の影響でプログラム変更を余儀なくさせられましたが、多数の保護者、来賓の出席のもと「青春の力 今輝くとき」をスローガンに元気に競い合い、演技をすることができました。

10月15日には、三養基地区中体連新人大会が郡内各地で開催されました。上峰中は、サッカー、女子ソフトテニス、男子バスケットボール、男子バレーボール(社会体育)で優勝、卓球女子、女子バレーボールで準優勝など好成績をおさめました。

10月18日には、今年度2回目のオープンスクールを実施しました。1日のみの開催ではありましたが、100名を超える保護者、地域の方々に参観していただきました。その日の午後には、3年生、2年生とその保護者を対象に自分の適性に合った高校を選択できるようにするため、高校説明会を実施しました。今回三神、鳥栖地区の6校から入試制度を初め、教育方針、設置学科などの説明が行われました。生徒たちも多くの情報を収集できたと思います。

10月23日には、三養基地区中学校英語暗唱大会が開催され、上峰中は1年生の部で優勝、準優勝の好成績をおさめ、優勝者が県大会への出場を決めました。

11月6日には、議会の御協力を得て「子ども議会」を開催していただきました。中学生10人が議員となり執行部への質問を行いました。生徒の感想は、「総合学習で学んだことを発表でき、後輩のためにも有意義な質問ができた。」と満足してもらえました。

小学校では、夏休み期間中に施工していました南校舎のエアコン機器復旧防音工事が終了 し、9月17日に落成式を挙行しました。この工事で各クラス単位での個別空調が可能になり、 子供たちは快適な環境の中で学習することができます。

今年度は、5月に体育大会を実施したことで10月18日リレーカーニバルを実施しました。 天気にも恵まれたくさんの保護者、来賓においでいただき、楽しい中にも白熱したリレーカーニバルを行うことができました。

11月11日には、来年、新就学予定幼児107名を対象に就学前健康診断を実施しました。内 科、歯科、視力等の検査の後、制服等の採寸を行いました。

生涯学習課、1.生涯学習係。

11月1日から3日までの3連休に、第29回上峰町民文化祭を町民センターで開催いたしま

した。作品展示には、絵画、写真、書、生け花、編み物、アートフラワーなど、約750点の作品を出展いただきました。毎回心を込めてつくられる品々に感動するとともに、皆様の力量に驚かされるばかりです。 3日の演芸発表の部においては、45団体延べ600名の方々が熱演されました。当日は晴天に恵まれ、町内外より1,300名を超す皆様に御来場いただき、最後まで大盛況のうちに開催することができました。

11月26日に青少年育成大会講演会を開催しました。今年度、中学1年生全員を対象に行いますカミング学習と連携し、株式会社ワオ・コーポレーション豊嶋取締役を講師に迎えました。「今の学びを未来につなげる」と題し、小・中学校時代には基礎・基本を学んでいること、基礎・基本がしっかり理解できていれば応用問題もおのずと解決できること、今を大切に生きることが未来を生き抜く力になると具体的事例を挙げながらわかりやすく講演いただきました。

2. 生涯スポーツ係。

10月12日に予定しておりました町民体力つくり体育大会は、台風19号の接近に伴い中止とさせていただきました。

10月25日、26日には第67回県民体育大会が、武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町、太良町の各会場で開催されました。本町からは、10競技15種目に選手・役員227名が参加しました。サッカー、バレーボール男女が3位入賞を果たされ、総合点数の伸び率が最も高い町として敢闘賞を受賞しました。来年度は上峰町を含めた東部地区での地元開催となりますので、さらなる飛躍を期待します。

テニスコート改修工事を発注しました。現在のテニスコート3面を全て人工芝にします。 自然に近づけたボールバウンドや足腰の疲れにくいクッション性など、クレーコートと天然 芝のどちらのよさも取り入れた全天候型のテニスコートに改修します。

文化課。

文化財関係では、まず、国庫補助事業の適用を受けて実施している町内遺跡埋蔵文化財確認調査事業ですが、9月以降、6件の開発行為の届け出があり、埋蔵文化財確認調査を1件 実施しました。また、10月17日から30日まで、三上遺跡内における民間の共同住宅建設計画 に伴い、遺跡の記録保存を目的に本調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りま した。

次に、平成25年度、26年度過疎集落等自立再生対策交付金事業に関しましては、現在、米 多浮立保存会において、平成27年1月完成を目標に「お旅所」建設工事が進められておりま す。これにあわせて2月下旬に予定されている「お旅所」落成記念行事として「子ども米多 浮立」などのイベント実施に向けた準備も進められております。

一方、西之宮の浮立につきましては、10月18日、19日の両日にわたって奉納され、本年は みやき町田島地区及び本町江越、八枚地区の皆様が担当されました。 外記遺跡埋蔵文化財発掘調査委託料の未納問題につきましては、9月8日に佐賀地方裁判 所において当方の請求を認める判決が出され、その後相手方の不服、異議の申し立てもなく、 9月25日に判決が確定しました。

また、11月4日には、30年の長きにわたり町の文化財保護審議会委員を務められ、現審議会会長の重藤弘行様が、佐賀県教育委員会表彰を受賞されました。町の文化財保護行政に対する長年の御功績に対し、深く敬意を表します。

図書館関係では、8月に開催した町内図書館連絡協議会で要望がありました中学校図書室での町図書館蔵書の検索、貸し出し、返却の実施について検討を行いました。平成25年度の統計では、小学生の図書館利用は月平均で134人、834冊に対し、中学生は28人、150冊と約5分の1程度にとどまっています。部活動などで町図書館の開館時間に利用できない中学生にも、今後、本に接する機会を提供していければと考えています。

郷土資料館関係では、10月18日から11月3日まで佐賀県博物館協会の主催により、県内の加盟40施設においてスタンプラリー「佐賀県ミュージアムウイーク2014」が実施され、当館では12名の方の応募を受け付けました。また、佐賀県まちづくり推進課より、平成27年1月下旬開催予定の「22世紀に残す佐賀県遺産パネル展」の会場として提供依頼があっており、資料館展示室を会場として提供していきたいというふうに考えているところです。

企画課において、行政報告の中で訂正を行う必要があったところがございます。大変申し わけございません。読みかえて訂正をさせていただければと思います。

2ページの「また、町の避難所で」という、上から6行目の「昭和56年の新耐震基準以前に設計された、前牟田学習等施設」ということで記載しておりますが、「江迎多目的研修施設」ということでございます。大変申しわけなく思います。よろしく訂正のほどをお願いし、行政報告にかえさせていただきます。

〇議長(中山五雄君)

これで町長の行政報告が終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の大要説明

〇議長(中山五雄君)

日程第4. 議案一括上程、提案理由の大要説明。

議案一括上程、提案理由の大要説明を求めます。

〇町長 (武廣勇平君)

続きまして、議案の提案をさせていただきます。

まず、議案第54号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

子ども・子育て新制度においては、事業者からの申請により、その申請者が行う事業が給 付の対象となるのかを本町が確認することとなっております。そのため、子ども・子育て支 援法(平成24年法律第65号)に基づき、施設及び運営に関する基準を条例で定める必要がありますので、今議会に上程するものでございます。

平成26年11月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第55号 上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例。

子ども・子育て新制度において、新たな施設類型である家庭的保育事業等を行う場合、本町がその施設の認可を行うことになっております。そのため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、設備及び運営に関する基準を条例で定める必要がありますので、今議会に上程するものでございます。

平成26年11月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第56号 上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例。

子ども・子育て新制度において、国、県及び市町村以外のものが放課後児童健全育成事業を行う場合、本町が定めた基準を満たした上で町長に届け出ることになっております。そのため、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、設備及び運営に関する基準を条例で定める必要がありますので、今議会に上程するものでございます。

平成26年11月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第57号 上峰町健全な財政運営に関する条例。

本町の財政運営に関する基本的な事項、将来に過度な負担を残さず、将来に対する独自の 財政状況に対する基準を設け、それらの住民への情報を公開し、首長の責務を定め、安定的 かつ健全な財政運営を行うために条例を制定するものでございます。

平成26年11月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第58号 上峰町ふるさと寄附金基金条例。

本町のまちづくりに賛同し、貢献したいという人々から寄せられた寄附金を町発展に活用するために基金を設置するものでございます。

平成26年11月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第59号 上峰町教育委員会委員定数条例。

小中一貫教育や官民連携教育を推進して教育のまち上峰を創造していくために幅広い分野から人材が必要なため、定数を定める条例を制定するものでございます。

平成26年11月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第60号 上峰町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例。

町社会福祉協議会の運営体制強化のために町職員を派遣できるよう条例を制定するもので ございます。

平成26年11月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第61号 上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改称されたことに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたので、今議会に上程するものでございます。

平成26年11月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第62号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

佐賀県人事委員会の報告及び勧告が10月に出され、この勧告に準じて本町の一般職の給与 等を改定するものでございます。

平成26年11月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第63号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成26年)に準じて本町議会の議員の期末手当を年間3.10月分に改正するものでございます。

平成26年11月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第64号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律(平成26年)に準じて、本町の町長、副町長の期末手当を年間3.10月分に改正するものでございます。

平成26年11月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第65号 上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成26年)に準じて、本町の教育委員会教育長の期末手当を年間3.10月分に改正するものでございます。

平成26年11月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第66号 選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例。

本町ホームページに選挙公報を電子掲載することにより、万が一法定期日までに間に合わなかった場合の補完措置を確保するものでございます。

平成26年11月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明いたします。

続きまして、

議案第67号

平成26年度上峰町一般会計補正予算(第4号)

平成26年度上峰町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,001千円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ3,919,287千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月28日 提 出上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第68号

平成26年度上峰町一般会計補正予算(第5号)

平成26年度上峰町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,687千円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ3,934,974千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月28日 提 出上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明いたします。 続きまして、

議案第69号

平成26年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成26年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,284千円を追加し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ1,027,834千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月28日 提 出上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より説明をいたします。

続きまして、

議案第70号

平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ0千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ97,395千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年11月28日 提 出上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第71号

平成26年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)

平成26年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,084千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ642,294千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算 の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成26年11月28日 提 出 上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第72号

上峰町教育長の選任について

下記の者を上峰町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。)による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項及び改正法附則第3条の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字堤2225番地の1

氏 名 矢動丸壽之

生年月日 昭和20年2月22日

平成26年11月28日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、19議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

〇議長 (中山五雄君)

ただいま町長より19議案が一括上程されました。

これより補足説明を求めます。補足説明はありませんか。

〇住民課長 (江頭欣宏君)

皆様おはようございます。それでは、私のほうより議案第54号、議案第55号、議案第56号

及び議案第61号について補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第54号 上峰町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について補足説明をさせていただきます。

条例制定の目的ですが、国の待機児童解消対策事業として、平成27年4月より子ども・子育て支援新制度がスタートされる予定です。現在、県の認可を受けている私立幼稚園や私立保育所などに加えて認定こども園の普及が図られます。そのため、国の政令に基づき事項別に条例制定をお願いするものでございます。

条例の第1条から第36条において、特定教育・保育施設である幼稚園、保育所と認定こど も園に係る運営に関する条例を定めるよう提案しております。

次に、民間事業者が3歳未満の保育を行うことができる地域型保育として4つのタイプ、 家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業ができるように、 政令に基づき、条例の第37条から第52条において運営に関する基準を定めるよう提案してお ります。

続きまして、議案第55号 上峰町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の補足説明をさせていただきます。

この条例の制定の目的は、先ほど説明しました議案第54号に伴う民間事業者が行う地域型保育の4タイプ、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を行う場合、市町村が設備及び運営に関する基準について確認と認可を行うこととなっておりますので、児童福祉法第34条の16第1項に基づき、厚生労働省令で定める基準を事項別に条例で定めるよう提案しております。

続きまして、議案第56号 上峰町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を 定める条例について補足説明をさせていただきます。

この条例の制定目的は、今回、児童福祉法が改正され、国、都道府県及び市町村以外の民間事業者が放課後児童健全育成事業、いわゆる放課後児童クラブを行う場合、厚生労働省令第63号、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を満たした上で、あらかじめ市町村長に届け出ることとなっております。そのため、厚生労働省令で定める基準を事項別に条例で定めるように提案しております。

最後に、議案第61号 上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元に配付しております上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例新旧 対照表に基づき御説明をさせていただきます。

一部改正する理由は、平成26年4月16日第186国会において、ひとり親家庭支援施策を強化するために、母子及び寡婦福祉法の法律名称が、母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正され可決されております。それに伴い、本町の条例の一部を改正する必要性が出ましたので、

議案上程し、お願いをするものでございます。

1番目が、第2条第1項中、現行「母子及び」の次に、改正後「父子並びに」を加えております。

次に、同条第2号中、現行「(法第6条第1項中「女子」を「男子」に読み替えて同項を 適用したものをいう。)」の下部部分を削除し、新たに、改正後のところを見てください。 「法第6条第2項に定める」をつけ加えております。

この2点が法律の改正に伴い条例の一部改正を行うものでございます。

以上、補足説明にかえさせていただきます。どうかよろしく御審議をお願いいたします。

〇議長(中山五雄君)

ほかに補足説明はありませんか。

〇企画課長 (髙島浩介君)

皆さんおはようございます。私のほうからは、議案第57号、議案第58号、議案第67号、議 案第68号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第57号 上峰町健全な財政運営に関する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、条例制定の目的でございますが、本町の財政の現状としましては、実質公債費比率が7年連続で県内最下位でありまして、依然として起債許可団体であると。財政的にはまだまだ厳しい状況にあります。しかしながら、平成25年度決算におきまして実質公債費比率は19.1%まで下がっており、徐々に比率のほうは低減しております。起債許可団体でなくなります18%以下まであと一歩というところまで来ております。本町の財政状況が徐々に好転しております中で、再度、財政状況が悪化し、将来世代に過度な負担を残さないように町の財政運営に関する基本的事項を定め、将来的に安定的かつ健全な財政運営を行うための条例ということで今回上程させていただくものでございます。

それでは、条例の中身でございますが、まず第1条でございます。先ほども申し上げましたが、健全な財政運営を行うという条例の目的を定めております。

第2条、計画的に起債を行うなどの財政運営の基本方針を定めております。

第3条、健全な財政運営を行い法令を遵守するという財政運営に関する町長の責務を定めております。

第4条、財政運営の透明性を図るため、財政に関する情報の公表の義務を定めております。 第5条、資産及び負債についての定めでございますが、過大なインフラ整備を抑え、適正 な規模の資産を管理し、負債の抑制に努めるものとしております。

次に第6条、基金に関する事項でございます。財政調整基金、施設の修繕などの特定目的 のための基金については、計画的な積み立てに努めなければならないということにしており ます。 次に第7条「地方債の発行」、いわゆる起債のことでございますが、起債を行う場合に検 討する事項、起債額の制限、起債理由の明示など起債に関する基準を定めております。

第8条、町税の徴収などの財源確保、効率的な予算執行など、歳入の確保及び歳出の見直 しについて定めております。

次の第9条「使用料等の見直し」ということで、町施設の使用料などについて適正かどうか、随時、見直しを行わなければならないということにしております。

第10条「補助金の見直し」、各種団体等への補助金が適正かどうか、随時、総合的な見直 しを行うということとしております。

第11条、将来にわたる行政運営の大きな方針としまして、総合計画の策定を行うものということで定めております。

次の第12条、毎年度、中期的な期間における財政計画としまして中期財政計画を策定する ものとしております。

第13条「予算を伴う計画」ということで、こちらについては中期財政計画に反映をさせなければならないということにしております。

最後に、附則のただし書きで、第4条第1項第6号から第9号までの規定は、平成29年4月1日から施行するという規定をしておりますが、こちらにつきましては今後、国からの地方公会計整備ソフトウエアのほうの提供を受けまして、それを活用しまして国が指示しております地方公会計整備の最終年度の平成29年度から第4条に記載しております地方公会計関係の情報について公表するということになりますため、このただし書きを規定しているものでございます。

以上で議案第57号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第58号 上峰町ふるさと寄附金基金条例につきましての説明をさせていただきます。

この条例につきましては、上峰町のまちづくりに賛同し、貢献したいという思いで送られました寄附金を、上峰町のために有効活用するという目的で基金を設置いたします条例でございます。

条例の中身でございますが、まず第1条「設置」ということで、先ほども申しましたが、 基金を有効に活用すると、寄附金を有効に活用するという目的で寄附金基金を設置いたすも のでございます。

第2条「積立て」ですが、毎年度の積立額は予算のほうで定めると。

次の第3条「寄附金の管理等」ということで、金融機関等で確実で有利な方法で保管をすると。また、基金を処分する際につきましては、処分の経過を記録するということに定めております。

次の第4条「運用益金の処理」ですが、基金により生じます運用益金につきましては、予

算のほうに計上し、基金に編入すると定めております。

次の第5条「繰替運用」、こちらにつきましては、財政上、現金が不足している場合等に 一時的に基金の現金を利用できるという規定でございます。

次の第6条「処分」でございますが、基金設置の目的に使います経費につきましては、基金の全部または一部を処分することができるという規定でございます。

最後の第7条、こちらにつきましては条例等の委任事項でございます。

以上で議案第58号の説明を終わります。

続きまして、議案第67号 平成26年度一般会計補正予算(第4号)につきましての補足説明をさせていただきます。

この補正予算につきましては、佐賀県人事委員会勧告に準じました町職員の給料等の改定 及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する条例に準じました町の特別職の期末 手当を改定するものでございます。

それでは、予算書の準備をお願いいたします。

初めに、補正総額でございますが、予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款、補正額、計の順に左のほうから右のほうへ読み上げてまいります。

歳入歳出予算補正。

款の18. 繰入金、補正額6,001千円、計の264,656千円。

下のほうに参りまして、歳入合計、補正額6,001千円、計の3,919,287千円。

続きまして、3ページの歳出のほうをお願いいたします。

款の1. 議会費、補正額569千円、計の80,585千円。

下に参りまして、款の2. 総務費、補正額2,111千円、計の532,795千円。

款の3. 民生費、補正額756千円、計の1,017,263千円。

款の4. 衛生費、補正額702千円、計の573,930千円。

款の6. 農林水産業費、補正額360千円、計の395,763千円。

款の8. 土木費、補正額437千円、計の170,640千円。

款の10. 教育費、補正額1,066千円、計の478,880千円。

次の4ページのほうをお願いいたします。

歳出合計、補正額6,001千円、計の3,919,287千円。

こちらにつきまして、補正額としましては、人件費関係で6,001千円の増額となっております。内訳といたしましては、職員分が71名分で5,277千円、町長、副町長、教育長の特別職分で298千円、議員の皆様が10名分で426千円となっております。

なお、歳入につきましては、全額、財政調整基金のほうから繰り入れということになって

おります。

以上で議案第67号の補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第68号 平成26年度上峰町一般会計補正予算(第5号)につきましての 補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書のほうの準備をお願いいたします。

初めに、補正総額ですが、予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款の6. 地方消費税交付金、補正額10,559千円、計の97,000千円。

款の7. 自動車取得税交付金、補正額△の2,845千円、計の2,500千円。

款の8. 地方特例交付金、補正額△91千円、計の6,485千円。

款の11. 分担金及び負担金、補正額4,494千円、計の72,362千円。

款の12. 使用料及び手数料、補正額927千円、計の80,843千円。

款の13. 国庫支出金、補正額3,780千円、計450,204千円。

款の15. 県支出金、補正額6,309千円、計の283,392千円。

款の17. 寄附金、補正額50千円、計の729千円。

次の3ページのほうに入りまして、款の18. 繰入金、補正額 \triangle の13,447千円、計の251,209千円。

款の20. 諸収入、補正額5,951千円、計の53,274千円。

歳入合計、補正額15,687千円、計の3,934,974千円となっております。

続きまして、歳出のほうをお願いいたします。

4ページでございます。

款の1. 議会費、補正額71千円、計の80,656千円。

款の2.総務費、補正額△の2,840千円、計の529,955千円。

款の3. 民生費、補正額16,407千円、計の1,033,670千円。

款の4. 衛生費、補正額4,855千円、計の578,785千円。

款の6. 農林水産業費、補正額1,553千円、計の397,316千円。

款の8. 土木費、補正額148千円、計の170,788千円。

続きまして 5 ページのほうで、款の10. 教育費、補正額△の4,831千円、計の474,049千円。

款の12. 公債費、補正額324千円、計の460,949千円。

歳出合計15,687千円、計の3,934,974千円となっております。

続きまして、主な補正内容につきまして御説明をさせていただきます。

補正予算に関します説明書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

款の6.地方消費税交付金、項の1.地方消費税交付金、目の1.地方消費税交付金、節の1.地方消費税交付金10,559千円、こちらは消費税の改定によります地方消費税引き上げのための増額見込み分でございます。

続きまして、款の7. 自動車取得税交付金、項の1. 自動車取得税交付金、目の1. 自動車取得税交付金、節の1. 自動車取得税交付金 \triangle 02,845千円、こちらは消費税の改定に伴いまして自動車取得税の税率が引き下げられておりますが、そちらの減収見込み分ということになっております。

1枚めくりまして、4ページをお願いいたします。

款の11. 分担金及び負担金、項の2. 負担金、目の1. 民生費負担金、節の1. 児童福祉費負担金で保育所入所負担金4,494千円、これは保育所への入所児童数の増加によります保護者負担金の増額ということでございます。

1枚めくりまして、6ページをお願いいたします。

款の15. 県支出金、項の1. 県負担金、目の1. 民生費負担金、節の3. 社会福祉費負担金で国民健康保険基盤安定負担金3,761千円、こちらは額の確定によります増額です。

次に、そのすぐ下になりますが、項の2. 県補助金、目の4. 農林水産業費補助金、節の1. 農業費補助金で農地台帳システム整備事業費補助金2,700千円、これは農地法の改正に伴いますシステム改修の補助金ということで、補助率は100%になっております。

こちらに伴います歳出のほうは後ほど御説明をいたします。

次の7ページをお願いします。

款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金 \triangle 013,447千円、こちらは本年度の当初予算以降、前回の補正予算(第4号)までに財政調整基金を187,247千円取り崩しをしておりましたが、今回の補正によりまして、こちらを減少させるものでございます。これによりまして、基金の取り崩し合計額は173,800千円ということになっております。

次に、その下のほうになりますが、款の20. 諸収入、項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入の右側説明欄の一番下のほうになっておりますが、前年度後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金精算返還金2,841千円、これは後期高齢者医療広域連合の前年度療養給付費負担金が確定したためということでございます。

続きまして、歳出のほうになります。8ページをお願いいたします。

款の2.総務費、項の1.総務管理費、目の1.一般管理費、節の13.委託料で、右の説明欄の上段になりますが、人事給与共済標準報酬制対応費委託料2,376千円、これは厚生年金の統一に伴います電算システムの改修ということで、鳥栖クラウドセンターでの改修委託料となっております。

すぐその下になりますが、節の19. 負担金、補助及び交付金で、右の説明欄の一番下にな

りますが、市町村職員共済組合追加費用 \triangle の3,957千円、こちらは恩給分の負担金として当初予算のほうに計上されておりましたが、今回、額が確定しましたことによる減額となっております。

9ページをお願いいたします。

ページの中ほどになりますが、款の2.総務費、項の1.総務管理費、目の3.財産管理費、節の13.委託料で公会計整備業務委託料△の2,250千円。これは当初、単費で公会計システムの開発を行うという予定でございましたが、平成27年度中に国から無償でシステムの提供がされるという旨の総務大臣通知が発出されたために減額をいたすものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

款の3.民生費、項の1.社会福祉費、目の1.社会福祉総務費、節の28.繰出金のほうで国民健康保険特別会計繰出金6,927千円、こちらは国民健康保険基盤安定負担金などの額の確定によりまして法定繰出金のほうが確定したためのものでございます。

次の12ページをお願いいたします。

款の3.民生費、項の2.児童福祉費、目の1.児童福祉総務費、節の20.扶助費のほうで保育所運営費6,606千円、これは保育所への入所児童数の増加に伴いまして保育所に支払う運営費の増額となっております。

1枚めくって、15ページをお願いいたします。

款の6.農林水産業費、項の1.農業費、目の1.農業委員会費、節の13.委託料で農地 台帳システム改修委託料2,700千円、こちらは先ほど歳入で説明いたしました県補助金によ ります電算システムの改修ということになっております。

次の17ページをお願いいたします。

款の10. 教育費、項の1. 教育総務費、目の6. 施設整備費、節の15. 工事請負費、右の 説明欄のほうに小学校南校舎エアコン機器復旧防音工事△の5,875千円、こちらのほうは工 事は終了しておりまして、入札減の分の減額でございます。

以上で私からの補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(中山五雄君)

お諮りいたします。

補足説明の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

異議なしと認めます。よって、11時まで休憩いたします。休憩。

午前10時45分 休憩

午前11時 再開

〇議長(中山五雄君)

再開いたします。

休憩前に引き続き補足説明を再開いたします。

ほかに補足説明はありませんか。

〇教育課長 (小野清人君)

皆さんおはようございます。それでは、私のほうから議案第59号につきまして補足説明を 申し上げます。

この議案につきましては、町教育委員会委員定数を定める条例案でございます。定数は8人としております。この条例案につきましては、これからの上峰町の小中一貫教育や官民連携教育を推進し、町民が生涯にわたり学び続けるなど、各世代の学習ニーズに対応することで教育文化のまちづくりを創造していくため、幅広い分野からの人材が必要であり、義務教育に携わった経験者を人材として迎え、総合教育会議の教育改革を推進するための条例制定案でございます。

施行日は、平成27年4月1日となっております。

以上、補足説明を終わります。よろしくお願いします。

〇議長(中山五雄君)

ほかに補足説明はありませんか。

〇健康福祉課長(岡 義行君)

おはようございます。私のほうから議案第60号、議案第69号、議案第70号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第60号 上峰町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の補足説明でございますが、これは社会福祉協議会の運営体制強化のため、町職員を派遣するための条例でございます。

まず、第1条「趣旨」で、法律に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるものとするということにしております。

第2条「職員の派遣」で、任命権者は、社会福祉法人上峰町社会福祉協議会との間の取り 決めに基づき、3年を超えない期間の範囲で、職員の同意を得て派遣をすることができると いうことで、なお、第2項で臨時的任用職員、嘱託職員、非常勤職員、条件つき採用になっ ている職員、定年後期限を延長することとされている職員、休職、停職等職務に専念する義 務を免除されている職員は除くとしております。

第3項で、職員の派遣で、派遣先との取り決めの条例で定める事項としまして、福利厚生 に関する事項と業務の従事の状況の連絡に関する事項ということにしております。

第3条「派遣職員の職務への復帰」。

第4条「派遣職員の給与」で、職員の派遣期間中、給与、扶養手当、住居手当及び期末手

当のそれぞれ100分の100以内を支給することができるとしております。

第5条「職務に復帰した職員に関する上峰町職員の給与に関する条例の特例」では、休職者の給与の規定の適用。

第6条「職務に復帰した職員に関する職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例」では、 公務災害による休暇の適用につきましては、派遣先団体においてついていた業務を公務とみ なすとしております。

第7条で職務に復帰した職員等に関する職員の退職手当に関する条例の特例、第8条では 派遣職員の復帰時における処遇、第9条で報告、第10条で委任を定めております。

また、附則のほうで、施行期日を平成27年4月1日からとし、職員定数条例の一部改正で派遣された職員は、定員外とすることができるものとするということにしております。

なお、勤務時間条例の一部改正では、年次有給休暇を定めております。

以上で議案第60号の補足説明を終わります。

次に、議案第69号 平成26年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の補足説明をさせていただきます。

補正予算書2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入、款の4. 国庫支出金、補正額26,483千円、計228,223千円。

款の7. 県支出金、補正額3,875千円、計42,366千円。

款の10. 繰入金、補正額6,926千円、計43,622千円。

歳入合計、補正額37,284千円、計1,027,834千円。

3ページをお願いします。

歳出、款の2.保険給付費、補正額66,698千円、計713,947千円。

款の8.保健事業費、補正額40千円、計7,448千円。

款の11. 諸支出金、補正額157千円、計9,998千円。

款の12. 予備費、補正額△の29,611千円、計18,220千円。

歳出合計、補正額37,284千円、計1,027,834千円。

次に、補正予算書に関する説明によりまして説明をいたします。

3ページをお願いします。

歳入、款の4. 国庫支出金、項の1. 国庫負担金、目の1. 療養給付費負担金、節の1. 現年度分、補正額20,670千円につきましては、歳出の補正で出しております一般被保険者療養給付費負担金と高額療養費負担金の32%を計上しております。

項の2. 国庫補助金、目の1. 財政調整交付金、節の1. 普通調整交付金、補正額5,813 千円につきましては、先ほどの歳出補正額の9%を計上しております。

款の7. 県支出金、項の1. 県補助金、目の1. 県補助金、節の2. 県調整交付金、補正

額3,875千円につきましては、先ほどの歳出補正額の6%を計上しております。

款の10. 繰入金、項の1. 他会計繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金、補正額6,926千円につきましては、保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う補正及び出産育児一時金につきましては、当初10件分で計上しておりましたけれども、今後の見込みを5件分ということで考慮しまして、その分の繰入金でございます。

次ページ、4ページをお願いします。

財政安定化支援事業繰入金につきましては、額の確定に伴う繰入金でございます。

5ページをお願いします。

歳出、款の2.保険給付費、項の1.療養諸費、目の1.一般被保険者療養給付費、節の19.負担金、補助及び交付金、補正額60,720千円につきましては、当初、一月分を41,000千円ということで計画しておりましたけれども、10月までの平均が46,100千円ということになっておりまして、年間の見込みのその差額分を補正しております。

項の2. 高額療養費、目の1. 一般被保険者高額療養費、節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額3,877千円につきましては、当初の分で一月6,000千円で計画しておりましたけれども、10月までの平均が6,350千円ということになりましたので、年間の見込みでその差額分を補正しております。

項の4. 出産育児諸費、目の1. 出産育児一時金、節の19. 負担金、補助及び交付金、補 正額2,100千円につきましては、当初10件分で計上しておりましたけれども、今後の出産予 定を考慮しまして、年間15件分ということで、その差額分の補正でございます。

6ページをお願いします。

款の11. 諸支出金、項の1. 償還金及び還付加算金、目の2. 償還金、節の23. 償還金、利子及び割引料、補正額157千円につきましては、前年度分の特定健診の負担金の国、県負担金の返納金でございます。

7ページをお願いします。

款の12. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費、補正額マイナス29,611千円で、その後の補正後の予備費としましては18,220千円になっております。

以上で議案第69号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第70号 平成26年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号) の補足説明をさせていただきます。

予算書2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入、款の3. 繰入金、補正額ゼロ円、計22,303千円。

歳入合計、補正額ゼロ円、計97,395千円。

3ページをお願いします。

歳出、款の1.総務費、補正額65千円、計580千円。

款の5. 予備費、補正額△の65千円、計373千円。

歳出合計、補正額ゼロ円、計97,395千円。

次に、予算に関する説明書によりまして説明をいたします。

3ページをお願いします。

歳出、款の1.総務費、項の2.徴収費、目の1.徴収費、節の12.役務費、補正額64千円につきましては、申告用の納付証明書、保険料変更通知書などが当初計画よりも送付件数がふえたことによります通信運搬費の補正でございます。

節の19. 負担金、補助及び交付金、補正額1千円につきましては、保険料特別徴収経由機 関業務負担金の額の確定に伴う補正でございます。

款の5.予備費、項の1.予備費、目の1.予備費、補正額、マイナスの65千円、これによりまして補正後の予備費の額というのが373千円ということになります。

以上で議案第60号、議案第69号、議案第70号の補足説明を終わります。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

〇議長(中山五雄君)

ほかに補足説明はありませんか。

〇総務課長(北島 徹君)

皆さんこんにちは。それでは、私のほうからは、議案第62号、議案第63号、議案第64号、 議案第65号、議案第66号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第62号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。 これにつきまして御説明を申し上げます。

佐賀県人事委員会より、平成26年10月9日に県の職員の給与等に関する報告及び勧告が出されておりまして、本町の一般職につきましても佐賀県人事委員会の勧告に準じて給与等を改定するものでございます。

勧告内容でございますが、月例給、期末手当、勤勉手当ともに7年ぶりの引き上げとなっております。

①番目、月例給の引き上げでございます。民間給与等の格差を埋めるため、世代間の給与配分の見直しから若年層に重点を置きながら給料表全体の水準を0.23%引き上げとなっております。

2番目、期末手当、勤勉手当の引き上げでございます。期末手当、勤勉手当の支給月数を 0.15月分引き上げ、3.95月分から4.10月分にいたすものでございます。

以上が平成26年度からの実施でございます。

次に、給料表や諸手当のあり方を含めた給与制度の総合的見直しというものがございます。 ①といたしまして、世代間の給与配分の観点等から給料表を見直し、若年層の給料を引き 上げ、50歳代の年代層の給料を引き下げるというものでございます。

②、管理職員特別手当の拡充というものがございます。平日、深夜の勤務につきまして、 1回につき6千円を超えない額を支給できるというふうになっております。

以上が平成27年度からの実施でございます。

なお、給料表の見直しにより減額となるものにつきましては、減額前との差額を2年間に 限り支給することができるというふうになっております。

それでは、議案第62号の条例案の新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。 改正条文第1条の関係でございます。平成26年度の改正で、12月期の勤勉手当の月数を 100分の67.5月分から100分の82.5月分に、100分の15月分引き上げるというものでございま して、第19条の中ほどに下線を引いておる部分でございます。現行の「100分の67.5」を、 改正後は「100分の82.5」と、ちょうど中ほどでございますが、引き上げるというものでご ざいます。

続きまして、新旧対照表の2ページから6ページにつきましては、平成26年4月にさかの ぼり給料を改定するというものの給料表となっております。

続きまして、新旧対照表の7ページをごらんいただきたいと思います。

改正条文第2条の関係でございまして、平成27年度以降適用となる分でございます。

それでは、7ページの改正後のところをごらんいただきたいと思います。

第16条の3第2項及び同条第3項第2号、ここが管理職員特別勤務手当の支給対象を拡大 するという規定でございます。災害など緊急の必要による平日、深夜の勤務についても手当 を支給するというものでございます。

続きまして、8ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

8ページ上のほうから 5 行目でございます。下線の引いているところでございますが、条文第 1 条の改正で引き上げをいたしました100分の15月分を 6 月期と12月期に均等に振り分けるため、12月期の勤勉手当の月数を100分の82.5月分から100分の75.0月分に、100分の7.5月分引き下げるものでございます。これによりまして、6 月期の勤勉手当の月数を100分の67.5月分から100分の75.0月分に、こちらのほうは100分の7.5月分引き上げというふうになるものでございます。

以上が議案第62号の補足説明でございます。

続きまして、議案第63号及び議案第64号並びに議案第65号の3議案につきましては一括して御説明を申し上げます。

国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成26年)でございます。 これに準じまして、本町の特別職である町長、副町長及び議会の議員の皆様、それから教育 委員会教育長の期末手当の支給月数を引き上げ、平成26年12月支給分から実施するというも のでございます。 具体的には、期末手当支給月数を年間2.95月分から3.10月分へと、0.15月分引き上げるものでございます。

それでは、この3議案を代表いたしまして、議案第63号の議会議員の議員報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

新旧対照表の1ページでございますが、1ページのほうが第1条関係で、平成26年度の改正でございます。基準日12月1日の割合を100分の155月分から100分の170月分に、100分の15月分引き上げるというものでございます。

続きまして、新旧対照表の2ページをごらんいただきたいと思います。

こちらのほうが平成27年度以降適用の改正でございまして、引き上げました100分の15月を6月と12月に均等に振り分けるというものでございます。

基準日6月1日の割合を100分の140月分から100分の147.5月分に、100分の7.5月分引き上げます。基準日12月1日の割合を100分の170月分から100分の162.5月分に、100分の7.5月分引き下げるというものでございます。

議案第64号、議案第65号につきましても同様の内容となっております。

以上で議案第63号、議案第64号、議案第65号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第66号 選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例の補足説明 を申し上げます。

今回の改正概要でございますが、選挙管理委員会で作成をいたしました選挙公報の配布につきましては、公職選挙法第170条に、選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日前2日までに配布するものとすると規定をされております。

一方、改正公職選挙法によりインターネット選挙が解禁されるなど、選挙においても電子 化の波が到達をいたしております。このような状況下におきまして、当町ホームページに選 挙公報を電子掲載することにより、万が一、法定期日までに選挙公報の配布が間に合わな かった場合の補完措置というものを確保するものでございます。

これは、平成27年1月20日に任期満了を迎えます上峰町議会議員選挙から対応したいという趣旨で改正を行うものでございます。

それでは、議案第66号の条例の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第5条の上ですが、現行が「(選挙公報の配布)」というふうになっておりますが、ここを「(選挙公報の配布及び掲示)」というふうに改めるものでございます。

それから、新たに5条の2項に、3行目ですけれども、委員会は、「町のホームページに 掲示を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。」と、それから、 その下でございますが、「選挙公報を備え置く等選挙公報の配布を補完する措置を講じ」と、 そういうふうな規定にいたしております。

以上で議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号及び議案第66号の補足説明を終

わります。

御清聴ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

〇議長(中山五雄君)

ほかに補足説明はありませんか。

〇建設課長(白濱博己君)

私のほうからは、議案第71号 平成26年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算書(第2号)につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、予算書の中で2ページをお願いいたします。

初めの予算の総額を説明いたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございます。

款の3. 県支出金、補正額△11,750千円、計16,750千円。

款の5. 繰入金、補正額△1,197千円、計250,025千円。

款の7. 諸収入、補正額6,463千円、計6,465千円。

款の8. 町債、補正額△10,600千円、計223,429千円。

歳入合計、補正額△17,084千円、計の642,294千円でございます。

続きまして、下段、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の1.総務費、補正額6,463千円、計154,776千円。

款の2. 事業費、補正額△23,547千円、計の34,602千円でございます。

歳出合計、補正額△17,084千円、計642,294千円となっております。

めくっていただきまして、4ページでございます。

第2表 地方債補正でございます。

1 変更といたしまして、これは額の変更をさせていただいております。起債の目的でございますが、下水道事業、農業集落排水事業、限度額につきまして当初25,600千円の分を今回、補正後といたしまして10,600千円の減額をお願いしまして、15,000千円とするものでございます。

この分につきましては、今年度の坊所地区の処理施設建設工事につきまして、当初予定しておりました事業費分が今年度予算と繰越予算も含めて設計していた関係でございまして、当初見込んでいた今年度の事業予算分が減額となりまして、起債につきましても当初、先ほど言いましたように10,600千円を減額する分でございます。

方法、利率、償還につきましては変わっておりません。

続きまして、平成26年度の補正予算に関する説明書でございます。

ページをめくっていただきまして、3ページをお願いいたします。

2の歳入の部でございます。

まず、款の3. 県支出金、項1. 県補助金、目1. 県補助金、節の2. 地域整備交付金でございます。これは農山漁村地域整備交付金ということで、機能強化事業の△の11,750千円でございます。

これは歳出のほうでも出てきますが、坊所地区の処理施設の機能強化事業の工事費が今回 23,500千円の減額補正をお願いしている関係でございますが、その分の県の交付金、2分の 1の約50%の分を減額する分でございます。

続きまして、款の5. 繰入金、項の1. 繰入金、目の1. 一般会計繰入金、節の1. 一般会計繰入金の \triangle の1,197千円でございます。この分につきましても、先ほどの補正の関係で事業費の減額によりまして、町費負担分の相当額、これは財源内訳にも記入しておりますが、1,197千円分を一般会計より減額する分でございます。

続きまして、款の7. 諸収入、項の2. 雑入、目の1. 雑入、節の1. 雑入で、これは消費税還付金6,463千円でございます。これは平成25年度分会計におきまして消費税の確定申告をしたことに伴いまして、工事費等で多くの消費税分を支払った関係でございまして、申告によりましてこの還付金が発生し、6,463千円を今回還付ということで補正する分でございます。

続きまして、款の8. 町債、項の1. 町債、目の1. 下水道事業債、節の1. 下水道事業債でございます。この分につきましては10,600千円の減額です。この分につきましても今回、工事費の請負費の減額によりまして2分の1の補助残のうちに、その補助残の町費の分のうち9割相当分を起債予定しておりまして、その起債予定している分10,600千円分を減額補正するものでございます。

続きまして、4ページでございます。

歳出であります。

款の1.総務費、項の1.総務管理費、目の1.一般管理費、節の11.需用費でございます。修繕費として今回6,463千円を補正させている分でございます。この分につきましては、昨今のライフラインの機器につきまして緊急性におきましても補修等が必要になってくる分でございますが、高価な機材等もございまして、緊急に対応できる予算ということでお願いしておりますが、今回、消費税相当分につきまして修繕費にお願いしている分でございます。内容につきましては、前牟田処理場の汚泥の引き抜きポンプ2台分が補修をしなければならないということで、この分が2台分2,500千円、あとの分につきましては約3,963千円分につきましては、定期点検等によりまして処理場ポンプ機器等の老朽化している分につきましては、オーバーホール等の修繕ということで予定している分でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、款の2. 事業費でございます。項の1. 事業費、目の1. 事業費、節の15.

工事請負費でございます。坊所地区の処理施設機能強化工事といたしまして、今回、△の 23,500千円を補正させていただいている分でございます。

この分につきましては、建物の軀体工事を今現在しておりますが、この建設工事につきましては、繰越予算と今年度の予算を合わせての発注をしている関係でございますが、今年度の補助金の国からの減額配分によりまして、入札結果、繰越予算から減額分を支出するというふうな形で今年度充当する予算を23,500千円の減額をいたしまして、補正後につきましては34,602千円という内容のものでございます。

続きまして、19の負担金、補助及び交付金の減額の特別賦課金△の47千円です。この分につきましては、当初149千円の予算化をしておりましたけれども、事業費の変更に伴いまして、確定で102千円になりました関係で、その差額の47千円を減額する分でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、私のほうからは終わります。

〇議長(中山五雄君)

ほかに補足説明があれば求めます。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

ないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明が終わりました。

日程第5 議案第62号

〇議長(中山五雄君)

日程第5. 議案審議。

議案第62号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

ないようですので、議案第62号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第63号

〇議長(中山五雄君)

日程第6. 議案審議。

議案第63号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

ないようですので、議案第63号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第64号

〇議長(中山五雄君)

日程第7. 議案審議。

議案第64号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

ないようですので、議案第64号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第65号

〇議長(中山五雄君)

日程第8. 議案審議。

議案第65号 上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

ないようですので、議案第65号の質疑を終結いたします。

日程第9 議案第67号

〇議長(中山五雄君)

日程第9. 議案審議。

議案第67号 平成26年度上峰町一般会計補正予算(第4号)。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

ないようですので、議案第67号の質疑を終結いたします。

日程第10 討論・採決

〇議長(中山五雄君)

日程第10. 討論·採決。

議案第62号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第62号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論 に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第63号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの 起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号 特別職の給与条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第64号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号 上峰町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の討論 に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第65号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第67号 平成26年度上峰町一般会計補正予算(第4号)の討論に入ります。討論はあ

りませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

討論なしと認めます。

これより議案第67号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(中山五雄君)

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれ をもって散会したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(中山五雄君)

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。 これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでした。どうもありがとうございま した。

午前11時40分 散会